

中東知的財産ニュースレター Vol. 81

◆ 目次

1. 主要トピック

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・ 特許、実用新案および意匠に関する手数料が 2024 年 1 月より改定
- ・ UAE はソフトウェア著作権侵害の取締りに関する構想を推進中

サウジアラビア

- ・ JPO と SAIP が協力関係強化に関するバイ会談を実施
- ・ 「ニース国際商標分類」第 12 版の実施

トルコ

- ・ 商標不使用による取消手続は 2024 年 1 月より裁判所からトルコ特許商標庁の管轄下に移転

パキスタン

- ・ パキスタン知的財産機構は今後 2 年以内に PCT に加入する予定

湾岸協力会議（GCC）

- ・ GCC 事務総局が TRIPS 理事会に参加し、知的財産に関する技術協力と能力強化を強調

2. 他のトピック

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・ 湾岸市場で浮上した模倣品問題に対処すべくドバイの電子機器企業 Brother が策定した第三波対策
- ・ 模倣医薬品を取り締まるため入国ポイントで実施される模倣品の識別・検証の手法の促進
- ・ 湾岸協力会議商事仲裁センターおよびバーレーン知的財産協会との協力関係を強める知的財産協会

サウジアラビア

- ・ SAIP が中国国家知識産権局（CNIPA）との特許審査ハイウェイ（PPH）を拡張

- ・ サウジアラビアが AI の安全利用に関する「ブレッチリー宣言」に署名
- ・ サウジアラビア知的財産総局に登録されたサウジ産コーヒーの品種
- ・ 著作権および著作隣接権の分野で SAIP と韓国文化体育観光部が覚書（MOU）に署名
- ・ 人工知能特許の世界を深く知るため韓国特許庁との合同研修を実施

トルコ

- ・ 自国の伝統的資産と経済貢献にとって重要な産品につき世界に先駆けて地理的表示による保護を導入するトルコ

パキスタン

- ・ 経済的安定のための模倣品対策として知的財産権エンフォースメントの調整を強調するパキスタン知的財産機関の優先課題はイノベーション
- ・ 「2000 年登録意匠令」に基づき竹の構造を取り入れた革新的な意匠が登録

バーレーン

- ・ バーレーン-中国間の特許審査ハイウェイに関する覚書（MOU）の署名

シリア

- ・ マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）：個別手数料の引下げは 2023 年 12 月 23 日から

◆ ニュース

1. 主要トピック

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・ 特許、実用新案および意匠に関する手数料が 2024 年 1 月より改定

経済省の「イノベーション・産業財産開発局」（Innovation and Industrial Property Development Department）の公式発表によれば、2023 年閣議決定第 112 号（Cabinet Resolution No. 112 of 2023）に合わせて当局が通達を発行したという。この閣議決定は 2020 年閣議決定第 20 号の一部を修正し、特許および意匠に関するアラブ首長国連邦の料金体系の改定を定めたものである。

特許および意匠に関する改定後の料金表の詳細は、2023年11月15日付で刊行された官報第763号に示されている¹。

重要な変更点には以下のようなものがある。

- 旧料金表で無料とされていたサービスに関する手数料の復活
- 公定維持年金の設定
- 特許請求項（クレーム）の数に応じた実体審査手数料の構造化。審査対象となる出願はクレーム数によってグループ1（クレーム数1～10）、グループ2（クレーム数11～30）、グループ3（クレーム数31～50）の3つのグループに振り分けられ、出願人の選択により、クレーム数の増加によるグループ変更の請求を行うことができる。
- 早期審査サービスの導入
- 手数料の延滞に対しては毎月過料を適用
- 手数料減額の対象に中小企業および学術団体を追加

上記の料金体系は2024年1月15日から適用される。今回の決定に由来する施行面の変化を包括的に理解してもらうため、情報提供のためのワークショップが開催される予定である。

・ UAE はソフトウェア著作権侵害の取締りに関する構想を推進中

UAEは、現在の低い侵害発生率を維持するため、ソフトウェアの著作権侵害に対する対策を強化している。この構想は、世界的な企業にプラスの影響があるという点を強調し、他のアラブ諸国にも同様の措置を採用するよう促すものである。

知的財産権の保護と適法なソフトウェアの利用促進は、世界的な経済統合にとって極めて重要であり、国や地域の開発計画を下支えするとともに技術革新につながる環境を醸成してくれる。

最近、ドバイで2人の個人が逮捕され²、シャルジャでは4人が拘留され³、著作権を侵害するソフトウェアをロードしたコンピュータが押収された。これらの強制捜査は、知的財産権保護、健全な環境の創造、創造的アイデアの育成、国内外からの投資の誘致といった課題に対するUAEの真摯な取組を実証するものである。

UAE政府の著作権侵害取締りキャンペーンに呼応した上記の構想は、侵害に相当する慣行の撲滅を目指して展開されている。その主眼は、ソフトウェアの著作権を侵害している人々に対して警告を発し、真正品のソフトウェアのみをインストールすることの重要性をエンドユーザーに教え込むことにある。

¹ https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2023/20240115_uae_ip_fee.pdf (2023.11.15)

² <https://www.khaleejtimes.com/article/two-held-for-selling-pirated-software> (2023.11.16)

³ <https://www.khaleejtimes.com/business/four-detained-in-sharjah-on-charges-of-software-piracy> (2023.11.13)

サウジアラビア

・ JPO と SAIP が協力関係強化に関するバイ会談を実施

サウジアラビア知的財産総局（SAIP）と日本国特許庁（JPO）は 11 月 16 日、バイ会談を実施した。両庁は、最新の知財政策や法改正等について情報交換したほか、2019 年に二庁間で署名した協力覚書に基づく協力事業の進捗を確認するとともに、引き続き両庁間の相互理解と協力関係の強化を進めていくことを確認した。⁴⁵

日本を訪問した SAIP は、日本滞在中に JETRO 本部で実施された模倣品対策セミナーなど様々な会合にも積極的に参加した。⁶ さらに、SAIP の代表団は意見交換を通じて国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）のメンバーとも交流し、知的財産関連の諸課題に対処するための企業・公的機関の協力関係を強化した。⁷

SAIP の代表団は、東京の駐日サウジアラビア大使館においてサウジアラビア国王配下の大使代理とも協議し、知的財産に関わる相互利益と相互協力について話し合った。⁸

・ 「ニース国際商標分類」第 12 版の実施

サウジアラビア知的財産総局（SAIP）は、2023 年 11 月 2 日からニース分類の第 12 版を実施している。⁹ この第 12 版では重要な変更がいくつも導入されている。中でも特筆すべきは、商標使用の対象となる商品や役務を出願人が指定する際に従うべき手続の変更である。特に、SAIP はもはや類見出し（class heading）による指定を受け付けていないため、出願人は所定のリストから適切な項目を選んで個別に指定を行うか、対象すべてが特定の類に収まるよう工夫する必要がある。

第 12 版への移行は、より克明な商標出願プロセスに向けた着実な歩みを示している。

トルコ

・ 商標不使用による取消手続は 2024 年 1 月より裁判所からトルコ特許商標庁の管轄下に移転

産業財産法（Industrial Property Law）（法律第 6769 号¹⁰）に従い、不使用による商標登録取消を処理する権限は 2017 年 1 月 10 日をもって裁判所からトルコ特許商標庁（TÜRK PATENT）に移管されることとなった。ただし、この移管については 7 年の移行期間が設けられており、トルコ特許商標庁が移管された権限を正式に行使できるようになるのは 2024 年 1 月 10 日からである。

⁴ <https://www.jpo.go.jp/e/news/ugoki/202311/2023112201.html> (2023.11.22)

⁵ <https://twitter.com/SAIPKSA/status/1725055118716899826> (2023.11.16)

⁶ <https://twitter.com/aalswaillem/status/1725418607042007305> (2023.11.17)

⁷ <https://twitter.com/SAIPKSA/status/1725457944639123692> (2023.11.17)

⁸ <https://twitter.com/SAIPKSA/status/1725088340309909633> (2023.11.16)

⁹ https://www.wipo.int/classifications/nice/nclpub/en/fr/pdf-download.pdf?lang=en&tab=class_headings&dateInForce=20230101 (2023.1.1)

¹⁰ [WIPO Lex \(2016.12.22\)](#)

この日付以降、裁判所ではなくトルコ特許商標庁が不使用による商標登録の取消を決定することになる。特許商標庁によって処理される行政的プロセスは、長期間を要する裁判手続と比較した場合、より迅速で費用対効果の高い解決手段の提供を意図して導入されたものであり、2024年1月10日以降、不使用に基づく取消訴訟の増加が予想されている。

商標権者が検討すべき重要な事項は以下のとおりである。

- 過去5年間に顕著な使用がなかった商標は、取消訴訟の対象となる可能性がある。
- 不使用による取消の可否を判断するにあたり、取消訴訟前3か月以内に行われた使用は考慮されない。
- 専ら特定の商品・役務のみに使用される商標が不使用に基づく取消請求の対象となった場合、使用されていない部分のみが取り消されることになる。

商標権者は、不使用に基づく一部または全部の取消を阻止するために予防措置を講じなければならない。商標の使用を開始することも予防措置の一つであるが、実体的かつ有意な使用が要件となるという点を肝に銘じておくことが重要である。

パキスタン

- **パキスタン知的財産機構は今後2年以内に PCT に加入する予定¹¹**

パキスタン知的財産機構（IPO-パキスタン）は、知的財産の強化と商業化の促進を目指して今後2年以内に特許協力条約（PCT；Patent Cooperation Treaty）に加入しようとしている。PCTへの加入と特許令（Patent Ordinance）の改正に対処するための相談会が開催され、利害関係者に対し、これらの課題に積極的に取り組み、議会の承認を求める意見書を提出するようにとの提言がなされた。

この相談会では特許関連の分野における能力強化の重要性が強調され、研修の構想についてWIPOへの支援要請が行われた。

湾岸協力会議（GCC）

- **GCC 事務総局が TRIPS 理事会に参加し、知的財産に関する技術協力と能力強化を強調**

先日行われた WIPO 理事会（TRIPS Council）の会合¹²に湾岸協力会議（正式名称は GCC；Cooperation Council for the Arab States of the Gulf）の事務総局が参加した。当局の参加は GCC 特許庁および経済課（Economic Affairs Sector）を通じて行われた。¹³

¹¹ <https://ipo.gov.pk/news-events> (2023.11.24)

¹² [WTO | 2023 News items - Members to continue dialogue on extending TRIPS Decision to therapeutics and diagnostics](https://www.wto.org/News/NewsItems/2023/2023103101.htm) (2023.10.31)

¹³ <https://www.gcc-sg.org/ar-sa/MediaCenter/NewsCooperation/News/Pages/news2023-10-31-2.aspx> (2023.10.31)

TRIPS 理事会は世界貿易機関（WTO）の内部でプラットフォームとしての役割を果たしており、TRIPS 協定の機能と実施に関して加盟国が協議する場となっている¹⁴。また、知的財産と貿易が交錯する分野に関わる主題をめぐるコンサルテーションの場としても機能している。

TRIPS 理事会では、知的財産のさまざまなカテゴリーに関係する幅広い話題・報告・最新情報が審議される。今回の会合を通じて、GCC 事務総局は、知的財産分野における技術協力と能力強化に関する GCC の年次報告書を総括した¹⁵。この報告書は、知的財産とイノベーションのさまざまな側面にわたる能力の強化と向上を目指して GCC 諸国が一丸となって行っている取組を明らかにしている。

さらに、今回の TRIPS 理事会では、起業家を支援するインキュベーターやアクセラレーターが国境を越えて知的財産と経済統合をスタートアップ企業に提供する方法が模索された。加盟国は、自国がすでに実施しているスタートアップ支援プログラムを強調し、それらがイノベーションと経済成長に果たす重要な役割について力強く語った。

2. 他のトピック

アラブ首長国連邦（UAE）

・湾岸市場で浮上した模倣品問題に対処すべくドバイの電子機器企業 Brother が策定した第三波対策（2023年10月31日）

<https://www.khaleejtimes.com/local-business/brother-set-for-the-third-wave>

・模倣医薬品を取り締まるため入国ポイントで実施される模倣品の識別・検証の手法の促進（2023年11月6日）

<https://www.khaleejtimes.com/gulf/world/efforts-on-to-curb-entry-of-counterfeit-drugs>

・湾岸協力会議商事仲裁センターおよびバーレーン知的財産協会との協力関係を強める知的財産協会（2023年11月16日）

<https://www.facebook.com/photo?fbid=725565402937761&set=a.622300136597622>

サウジアラビア

・SAIP が中国国家知識産権局（CNIPA）との特許審査ハイウェイ（PPH）を拡張（2023年10月31日）

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1719297736195907719>

¹⁴ [31bis trips e.pdf \(wto.org\)](#) (2017.1.23)

¹⁵ [directdoc.aspx \(wto.org\)](#) (2023.9.19)

・サウジアラビアが AI の安全利用に関する「ブレッチリー宣言」に署名（2023 年 11 月 3 日）
<https://www.arabnews.com/node/2402366/saudi-arabia>

・サウジアラビア知的財産総局に登録されたサウジ産コーヒーの品種（2023 年 11 月 7 日）
<https://twitter.com/jazangov/status/1721849724070690898>

・著作権および著作隣接権の分野で SAIP と韓国文化体育観光部が覚書（MOU）に署名（2023 年 11 月 9 日）
<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1722599191556374709>

・人工知能特許の世界を深く知るため韓国特許庁との合同研修を実施（2023 年 11 月 21 日）
<https://www.saip.gov.sa/academy/2231/>

トルコ

・自国の伝統的資産と経済貢献にとって重要な産品につき世界に先駆けて地理的表示による保護を導入するトルコ（2023 年 11 月 1 日、2023 年 11 月 3 日、2023 年 11 月 13 日、2023 年 11 月 15 日）

<https://twitter.com/TURKPATENT/status/1719646564086354306>

<file:///C:/Users/User/Downloads/160.pdf>

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/regional-products-fair-yorex>

<https://twitter.com/TCSanayi/status/1723992437574586414>

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/araban-sarimsagi-is-on-its-way-to-eu-registration>

<https://twitter.com/TURKPATENT/status/1724779714177634391>

パキスタン

・経済的安定のための模倣品対策として知的財産権エンフォースメントの調整を強調するパキスタン知的財産機関の優先課題はイノベーション（2023 年 10 月 26 日、2023 年 11 月 21 日）

<https://ipo.gov.pk/node/2666>

https://twitter.com/pakistan_ipo/status/1726869697235407088

・「2000 年登録意匠令」に基づき竹の構造を取り入れた革新的な意匠が登録（2023 年 11 月 15 日）

<https://ipo.gov.pk/node/2671>

バーレーン

・バーレーン-中国間の特許審査ハイウェイに関する覚書（MOU）の署名（2023 年 10 月 26 日）

<https://www.bna.bh/en/IndustryMinisterCommissionerofCNIPAsignMoU.aspx?cms=q8FmFJgiscL2fwIzON1%2bDIYedEnnkfhCbCTSL4ac0wY%3d>

シリア

・マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）：個別手数料の引下げは 2023 年 12 月 23 日から（2023 年 11 月 23 日）

https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2023/madrid_2023_37.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=478ab42545-

[DIS_MADRID_INFO_EN_281123&utm_medium=email&utm_term=0_e80981fddd-%5BLIST_EMAIL_ID%5D](https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2023/madrid_2023_37.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=478ab42545-DIS_MADRID_INFO_EN_281123&utm_medium=email&utm_term=0_e80981fddd-%5BLIST_EMAIL_ID%5D)

[特許庁委託]

中東知的財産ニューズレター Vol. 81

[著者]

United Trademark & Patent Services



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2023年12月発行 禁無断転載

本ニューズレターは、United Trademark & Patent Services が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニューズレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニューズレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。